

平成19年度特定侵害訴訟代理業務試験

論点 [事例問題1]

問1 起案

1. 被告製品の構成の特定及び本件特許権との対比
2. 特許権者等の権利行使の制限（特許法第104条の3）の主張

問2 小問

- (1) 債務不履行（履行遅滞）相当の期間を定めた催告、契約の解除（解約）
民法第541条（民法第620条）
- (2) 不法行為による損害賠償請求、民法第709条
なお、仮処分の効果を失わせる手段として事情の変更による保全取消しの申立てについては、加点の対象とする。